第3回広島県犯罪被害者等支援検討会議事録

1 日時

令和3年11月4日(木)13:30~14:30

2 開催方法

WEB 会議

3 出席者

伊藤委員, 内野委員, 北口委員, 河内委員, 河野委員, 谷口委員, 檜山委員, 柳原委員, 吉中委員, 新谷主幹(森谷委員代理)

4 議題等

広島県犯罪被害者等支援条例素案について

5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課 電話 082-513-2744 (ダイヤルイン)

6 検討会の内容

広島県犯罪被害者等支援条例素案について

(伊藤委員)

大小合わせて3点あります。

まず、その前に第1条から第24条までの案を読ませていただきました。一応、必要な事項は記載されており良いと思います。ただし、小さな事ですが3点の内、第2条の12号に関係すると思いますが、配偶者からの暴力等に関係する法律は、確かに平成13年ではこのとおりですが、その後の改正で「交際中の人も含む」ということで「配偶者等」と解釈されているはずです。これは国の法律でそうなっているので、そこまで条例では「配偶者等を含む」とまで書かなくても良いという思いもしますが、念のため書いておいたら親切だという気もしますので、御検討いただけたらと思いました。

(県民活動課長)

今,委員がおっしゃられたように、そういった被害者についても、当然条例の支援対象として含まれるということになります。条文においては子供等、色々な例示の中で、他の規定とのバランスもあり、現状においてはこの記載で御理解いただければと思います。

(伊藤委員)

わかりました。確かに国の法律そのものには入っていますので、趣旨は承知いたしました。 残りの2点ですが、第2条の4号かあるいは第 20 条や第3条に関連すると思いますが、 二次被害の件です。都道府県によっては SNS 等による誹謗中傷を制限する条例を制定する ところもあるかと思います。広島県の場合にはそういった条例はないのですが、今回はそのような誹謗中傷を制限して二次被害を防ぐというような視点まで必要かどうか、という事はいかがでしょうか。

(県民活動課長)

誹謗中傷には、インターネットによるものなど様々あると思いますが、基本的には、あらゆる誹謗中傷は許されない、というスタンスで考えております。二次被害についても、今の規定の中で防止したいという思いで書いておりますので、この規定で進めさせていただければと思っております。

(伊藤委員)

後ほど他の委員の御意見もお伺いできればと思います。

最後3点目です。第24条に関連すると思いますが、こういう重大事案で、御家族・御遺族も含めて、被害者等の氏名を公表することについての配慮が最近議論されております。この条例案につきましても、そういった被害者本人、あるいは残された御家族等についても配慮することが必要かどうか、先頃の京王電車事件を見て気が付いたのですが、この点いかがでしょうか。

(県民活動課長)

そういう視点は大変重要だと思っています。条例の基本理念におきまして、被害者の置かれている状況とその他の事情に応じて適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行う、という記載に今回変えております。当然、氏名の公表等については、この理念に沿って対応するものと考えておりますし、個人情報については、氏名に限らず様々な事項等が想定されておりますので、条例素案において、個別具体の事項を限定することは行っていないという状況でございますので、この規定でお願いできればと考えております。

(伊藤委員)

承知いたしました。いずれも運用に関わる事項ですので、本質的な質問ではなかったかと 思います。他の委員の御意見も併せてお伺いできればと思います。

(県民活動課長)

今までの色々な御意見につきましては、取組を実施するにあたっては、当然留意しないといけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

(内野委員)

条文に関しては、色々具体的に入れてもらうよう努力してもらっていますし、私は、法律 のことはよくわかりませんので、こういう形で良いと思います。

方針に基づく施策の実施状況を毎年度公表するということについて、今後どういう風に やっていくかというところを書き込んでもらったり、その方針の策定に向けた考え方につ いて、現場の意見も取り入れていただいておりますので、これをうまく運用してもらいたい と思っております。

これを機に色々な機関と密に連携を取れるようになれればと思っております。そういう

意味で非常に感謝しております。ありがとうございます。

(県民活動課長)

今委員がおっしゃいましたとおり、今後、取組方針の検討を進める中で、施策の評価や見直しについても考えていきたいと思っております。引き続き連携・協力の方、よろしくお願いします。

(北口委員)

県の条例に対しては、今回こういう条例を作ろうとする事は大変良い事だと思います。中 身を見た限りでは、これで十分かなという気がしております。

ただ,前回もお話ししましたが,県内の自治体が,今後どの程度犯罪被害者に対して支援 すべきか,考えを持たれているかということについて,県条例ができた上で,県の方から各 自治体にプッシュできるものであれば,プッシュしていただければ大変助かるかなと思い ます。

話が違うかもしれませんが、8月私の母が亡くなりまして、市役所のそれぞれの窓口ですごく親切に対応していただきました。これが突然起こった犯罪被害で、世帯主が亡くなるような場合、どうしても自治体のそれぞれの窓口に行く必要が出てきますが、一つ一つ窓口を回るのは大変です。できれば、そういう犯罪被害を受けた人に対して、極端な話、一人の方が代理で「全部ここで対応していただきます。」というようにしていただければ、もっと被害者の支援になるのではないかと思います。県でどこまで自治体に話ができるかというのもあると思います。その辺まで考慮していただくと大変助かると考えております。

(県民活動課長)

今年度、県条例を作った次は、条例素案の第3条第4項でも書いてありますとおり、支援は県だけではできませんので、市町ですとか民間支援団体、その他関係する者が、相互に連携協力して行うとしています。条例制定後には、市町にも情報提供しますし、今後連携して取り組んで、言われたような事がないように検討はしてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

(河内委員)

他の委員がおっしゃったのとほとんど同じですが、一とおり網羅した条例を考えていた だいてありがとうございます。

先ほどの説明の中にもありましたが、具体的な施策を策定する時に県民の意見を反映する機会というのはあった方が良いのじゃないかと思っているので、連絡協議会の在り方というか、施策を具体的に決める時、どういう位置づけでどう活用するか、ちょっと考えてもらえたらなと思っております。

最後に、同じ事を言って申し訳ありませんが、条例を作って全てが終わりではなくて、やはり犯罪は待ってくれることはないので、被害者支援の実効性が保てるように、具体的な施策、特にこの相談・支援基盤の強化という土台の部分について、具体的な施策の策定を切にお願いしたいとともに、今後、具体的な支援施策のバーションアップを頑張って作っていただけたらと思っております。

(県民活動課長)

今委員がおっしゃったとおり、連絡協議会については、これまで県警が所管されていますが、今後、条例を制定するにあたりましては、構成メンバーですとか、例えば構成団体が、 連携協力して、施策を強化するとか、そういうことについては引き続き考えていきたいと思っております。

具体的な施策につきましては、今後、県が主に検討する事項ということで、「相談・支援 基盤の強化」としています。どういう形でいくかというのは今後引き続き検討させていただ きたいと思います。よろしくお願いします。

(檜山委員)

大体良いかと思いますが、一箇所気になったのが、5頁の一番上の第9条第2項第4号ですが、「県は毎年度、方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする」という文言があります。例えば、倫理指針などで公表する時には、個人情報が分からない形でなど、何か一言「個人情報に関しては一切公表しない」ことをよく入れますが、そういう事は入れる必要はないですか。

(県民活動課長)

この条例は被害者支援ですが、県としては、個人情報保護条例というのが個別にあります。 そういう公表に当たっては、条例に基づいて、適切に判断して行いますので、この個別の条 例に関しては、入れるということは考えておりません。

(檜山委員)

それが分からない形で公表するということであれば、それでよろしいかと思います。

(柳原委員)

これまでなかったものが段々形になっていくという事は大変良い事だな、と思っています。

前回、北口さんもおっしゃったかと思いますが、6頁に人材育成のところがあります。センターにおいても直接被害者に関わるにあたっては色々な研修をしながら、支援がちゃんと行われるように研修をしているところですが、やはりこういった新しい条例ができるということで、まずはそれに関わる人達に周知してほしいですし、一体何ができるかというのも考えていただきたいと思います。また、何かあった時には部署ごとではなくて、これは皆が関わることで、より良いものができるなというような時は、その関係者が一堂に集まるようなシステムもどこかにあり、被害者の守秘義務はもちろん守りながら、情報をきちんと共有して、変えるようになれば良いと思います。

人材の育成というところが、できてしまった時点で意外と終ってしまい、窓口の人も「条例できたらしいけど何かようわからん」とか、電話して聞いても「そのことはわかりません」という事がないように、そういった人材育成というか、窓口であたる方がまずはしっかり理解して、被害者支援についてちゃんと考えていただけたら嬉しいなと思います。今までなかったことをやろうとしているので、中々急にはできないと思いますが、一人一人がちょっとずつ考えていけるような体制をしっかり取っていっていただきたいなというのが思いのひ

とつです。

もう一つは、「特に」ということを入れていただいた、「被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する」について、これだけ読むと、特に性被害に特化したみたいな形になっていますが、私が伝えたかった思いの中には、家族の中で大きな犯罪被害が起きた時、家族を殺されたとか、交通事故でいきなり亡くなったとか、そういった中で、やはり心に傷を負う子供達がいるということも、ここに入っているということを知っておいていただきたいなと思っています。

(県民活動課長)

人材育成というところについて、県としましては、最初の相談とか窓口で、きちんと対応 することがやはり被害者支援にとっては必要と考えておりますので、どういった形ででき るかはありますけども、それは課題に思いながら対応していきたいと思っております。

潜在化につきましても、子供の事を言われましたが、例示として「子供」という形で入れております。子供がそういう時でも悩まないよう、相談機能の強化など検討していきたいと考えております。

(吉中委員)

今,他の皆さんもおっしゃっておられましたように、良いものができ上がったんじゃないかと思っています。個人情報の件とか、あるいは配偶者からの暴力による法律の件など、法的には中々書きづらいというか難しいところがある中で、うまくまとめていただいたのではないかなと思います。

確かに伊藤先生のおっしゃるように第2条の12号のところは「配偶者からの暴力による」という、ここの法令名自体は変わっていないと思いますが、第1条の3号のところで、その他のものが入っているので、法解釈としてはこれで含まれるということはおっしゃるとおりですが、そこのところの、わかりにくさというのがどうしてもちょっと残っているのかなという印象はありました。ただ、法解釈としては何も問題ないですし、それから個人情報の件も、今ちょうど個人情報保護法、行個法(行政機関個人情報保護法)の方も動いていて、それとの関係もあるので、その事をこの条例の中に入れると非常に難しい話になりますので、一応、それをきちんと踏まえた上で、適切に情報公開はするという事で理解しております。

私の個人的な印象としては、抑えた感じで、二次被害の事とか、もう少し踏み込んでも良いのかなという気はしなくもないですが、手堅くまとめられたということで、了としたいと思っております。

大切な事は、今後の取組方針のところで、先ほどから多くの委員もおっしゃっているように、できたから終わりではなくて、これからこの内容を具体的にどういう風に生きたものにしていくかという事が大切ですから、今後その取組方針の中で具体的に施策を実現していくっていうことを、期待したいと思っています。

特に今回,特徴のひとつでもある「被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援」に ついては,これは被害が潜在化しやすいわけですから,これまでの支援体制だけでは,中々 難しいわけです。だからそこの発見をもう少し踏み込んでやっていくというような観点を 含めて是非、取組方針の中で、まさに被害が潜在化しないように取り組んでいっていただき たいと思っております。

(県民活動課長)

取組方針の中では、もう少し具体的に施策の方向性など決めていきたいと考えております。委員が御指摘の状況については、そういうことにならないように、気にしながらやっていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いします。

今回の条例素案に向けて府中町さん, 呉市さん, 何か御意見等ございますでしょうか。 (府中町 谷口委員)

素案を見させていただきました。私は行政の人間ですので、こういったものを見慣れているとはいうものの、委員の皆様の御意見をいただいて、こういう風な上手い具合な形にまとめていただいて、すごくわかりやすくなったと理解しております。今後、この条例ができまして、実際の取組は各市町が担当窓口になりますので、この条例が制定されたあかつきには、県と連携を取りながら、より効果的に施策をやっていきたいなと思っております。以上でございます。

(県民活動課長)

ありがとうございました。今後も連携をよろしくお願いします。

(呉市 新谷主幹)

1点だけ気になるのですが、第2条第2号の「犯罪被害者等」の部分の「犯罪等による被害を受けた者及びその家族遺族を言う」と、これは間違いないですが、これだけだと広島県民に限定していないので全国の被害者が支援の対象になってしまうのではないかと思います。呉市も平成28年に条例を制定していますが、「市民である」と限定しています。このままだと少し幅広くとられるのではないかと思います。

(県民活動課長)

基本的に県の条例ですので、「県民」というところではあります。例えば、重大事案など 色々な県外の方もおられると思いますので、そういう面ではある程度幅広い対象というこ とでは考えておりますが、やはり県条例ですのであくまでも県民が対象ということは変わ りません。かといって全て県外の方は対象にならないかというと、そこは「犯罪者支援」と いう位置づけからも、対応していくべきかと考えております。

(呉市 新谷主幹)

わかりました。

(河野委員)

今の最後の話ですが、重大事案でも網羅しているように、原則は県民、それ以外の時は各関係団体、他の都道府県なども入ると思いますけども、そういうのも踏まえた、という事で考えております。

条例全体についての感想は、非常に網羅して書いてあると思いますが、先ほどから各委員がおっしゃるように、これからが問題です。外の器はできました、今度は中身をどれだけ満

たしていくか、というところを、私共は司法機関でありますし、もちろん行政機関でもありますが、知事部局と一体となってより充実したものにしていきたいと考えております。

(県民活動課長)

ありがとうございました。委員のおっしゃるように「条例を作って終わり」ということではありませんので、この条例が実効性のあるものになるように、引き続き関係機関と連携していきながら取り組んで行きたいと思っております。よろしくお願いします。

その他何か御意見があれば、お願いします。

(柳原委員)

あくまで基本「県民」だということですが、今センターの方でも外国人の方の被害が大変持ち込まれるようになっています。言葉の問題とか文化の違いとか、コミュニケーションが上手くいかないということで困ることが多々あります。多分、次の段階に含まれてくるだろうと思いますが、そういった通訳のことです。ただ何でも良いというわけにはいかないので難しいのですが、被害者の方の通訳をする場合、裁判に行っても専門用語があったりして、そういう専門の方を頼むと高い、また全国にもいらっしゃらないという問題もあったりしますし、文化が違うので、時々こっちが「こうだろうな」と思ったことが伝わらなくて、かみ合わなかったりといったことがあったりします。県民ではないですが、こちらに来て働いていらっしゃるとか、大学に行っていらっしゃる方が被害に遭われて、今回コロナで全然家にも帰れずにという方もいらっしゃるので、そういったところも、窓口がないというのではなくて、何らかの形で支援が、何か考えるよという窓口があったら良いと思いました。

(県民活動課長)

色々な外国の方も最近多い中でそういう方の支援について、どういう形が良いかという ことは、今後考えていきたいと考えております。

その他何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第3回広島県犯罪被害者等支援検討会を終了いたします。当初予定しておりました検討会は今回で終了となりますが、おかげ様で素案の形まで取りまとめることができ、 感謝申し上げます。

素案につきましては、先ほど説明しましたとおり、今後、県議会でも御審議いただき、その後パブリックコメントを実施の上、県民の御意見をお聞きする予定となっております。今後の状況によりましては皆さまに重ねて御意見を伺うことがあるかと思います。その際は御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。